

平成 26 年度 公共建築物における木材の利用の 促進に向けた措置の実施状況の取りまとめ

平成 28 年 2 月 18 日
農林水産大臣、国土交通大臣

「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」（平成 22 年法律第 36 号。以下「法」という。）第 7 条第 7 項に基づき、「公共建築物における木材の利用の促進に関する基本方針」（平成 22 年 10 月 4 日 農林水産省、国土交通省告示第 3 号。以下「基本方針」という。）第 3 の国が整備する公共建築物における木材の利用の目標の達成に向けた取組の内容、当該目標の達成状況その他の基本方針に基づく公共建築物における木材の利用の促進に向けた措置の実施状況を取りまとめたので、当該実施状況を踏まえて講ずべき措置と併せ公表する。

（基本方針）

第 3 国が整備する公共建築物における木材の利用の目標

国は、その整備する公共建築物のうち、積極的に木造化を促進する公共建築物の範囲に該当する低層の公共建築物について、原則としてすべて木造化を図るものとする。

また、国は、その整備する公共建築物について、高層・低層にかかわらず、エントランスホール、情報公開窓口、広報・消費者対応窓口等のほか、記者会見場、大臣その他の幹部職員執務室など、直接又は報道機関等を通じて間接的に国民の目に触れる機会が多いと考えられる部分を中心に、内装等の木質化を図ることが適切と判断される部分について、内装等の木質化を促進するものとする。

さらに、国は、その整備するすべての公共建築物において、木材を原材料として使用した備品及び消耗品の利用を促進するほか、暖房器具やボイラーを設置する場合は、木質バイオマス燃料とするものの導入に努めるものとする。

なお、国がその整備する公共建築物において利用する木材（木材を原材料として使用した製品を含む。）のうち、グリーン購入法に規定する特定調達品目に該当するものについては、原則として、すべてのものをグリーン購入法第 6 条第 1 項の環境物品等の調達の推進に関する基本方針に示された判断の基準を満たすものとするを目標とする。

I 基本方針に基づく公共建築物における木材の利用の促進に向けた措置の実施状況

1 国が整備する公共建築物における木材の利用の目標の達成に向けた取組の内容

平成 26 年度の国が整備する公共建築物における木材の利用の目標の達成に向けた取組の内容については、以下のとおりである。

(1) 「公共建築物木材利用促進関係省庁等連絡会議」の開催

(平成 26 年 5 月 29 日、平成 26 年 10 月 31 日)

各省各庁が参集し、法に基づく公共建築物における木材の利用の促進に向けた措置の検討等を実施するとともに、木材利用の取組に関する情報提供を実施した。

(関係省庁等会議構成員) 衆議院、参議院、最高裁判所、内閣府、金融庁、宮内庁、警察庁、公正取引委員会、消費者庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省、人事院、会計検査院

2 国が整備する公共建築物における木材の利用の目標の達成状況

平成 26 年度の国が整備する公共建築物における木材の利用の目標の達成状況については、以下のとおりである。

(1) 低層の公共建築物の木造化について

平成 26 年度においては、基本方針で積極的に木造化を促進するとされている低層(3階建て以下)の公共建築物が全体で 100 棟、合計延べ面積 11,769m²が整備された。

このうち、木造で整備を行った公共建築物は 32 棟、合計延べ面積 4,047 m²であった。概要は表 1 のとおりである。

なお、木造以外の構造とした主な理由は、次のとおりである。

○法施行(平成 22 年 10 月)前に非木造建築物として予算化された建築物であること。

○当該建築物に求められる機能等の観点から、木造化になじまない又は木造化を図ることが困難と判断された建築物であること。その理由として、

- ・ダムの発電施設で機能保持の観点から木造以外の構造とすべき施設等の建築物である、
- ・検疫場の動物洗浄施設で洗浄水や消毒液等の薬品に対する耐久性が要求される、
- ・海上観測用の設備機器を収納する施設で精密機器類の保護を確実にする必要があらる、

などが挙げられている。

表1 木造で整備を行った公共建築物^注

省庁名	用途	棟数	合計延べ面積(m ²)
警察庁	訓練施設	1	68
	その他(女子用トイレ増築)	1	7
厚生労働省	会議室	1	93
	保育園	1	88
	トイレ	1	10
農林水産省	森林事務所	1	36
国土交通省	公園施設	6	1,262
	トイレ	1	65
環境省	公園施設	14	2,223
	トイレ	4	178
防衛省	貯蔵庫	1	17
合計		32	4,047

注：国が整備する公共建築物のうち、木造化（構造耐力上主要な部分である壁、柱、梁、けた、小屋組み等の全部又は一部に木材を利用すること。）したもので平成26年度に完成したもの。

【平成 26 年度に木造で整備を行った主な公共建築物】

(() 内は、順に所在地、階数、延べ面積を示す。)

(※印 各府省等の所管の施設で国土交通省が整備を行ったもの)

○ 警察庁

群馬県警察学校 訓練施設※ (群馬県前橋市 2階建て 68㎡)



○ 厚生労働省

平塚地方合同庁舎 会議室棟※ (神奈川県平塚市 1階建て 93㎡)



○ 厚生労働省

ひかり保育園 (岡山県瀬戸内市 1階建て 88㎡)



○ 農林水産省

仁鮎森林事務所 (秋田県能代市 1階建て 36㎡)



○ 国土交通省

国営常陸海浜公園 自然観察施設棟 (茨城県ひたちなか市 1階建て 289㎡)



○ 国土交通省

国営越後丘陵公園 越の里山館 (新潟県長岡市 2階建て 405㎡)



○ 環境省

阿蘇草原学習館（熊本県阿蘇市 1階建て 684㎡）



○ 環境省

種差海岸インフォメーションセンター
（青森県八戸市 1階建て 426㎡）



浄土ヶ浜第1駐車場キャノピー
（岩手県宮古市 1階建て 251㎡）



○ 環境省

福島潟鳥獣保護区 管理観察棟※（新潟市北区 2階建て 81㎡）



(2) 内装等の木質化について

平成 26 年度に内装等の木質化を行った公共建築物の総数は、合計 172 棟であった。
概要は表 2 のとおりである。

表 2 内装等の木質化を行った公共建築物 ^{注 1}

省庁名	新築等で 木質化を行った棟数 ^{注 2}	模様替えて 木質化を行った棟数	合計棟数
最高裁判所	13	17	30
内閣府	0	2	2
警察庁	8	4	12
総務省	1	0	1
法務省	10	0	10
外務省	1	0	1
財務省	2	4	6
厚生労働省	3	6	9
農林水産省	5	6	11
経済産業省	0	1	1
国土交通省	11	7	18
環境省	1	1	2
防衛省	41	28	69
合計	96	76	172

注 1：国が整備する公共建築物のうち、天井、床、壁、窓枠等の室内に面する部分及び外壁等の屋外に面する部分に木材を利用したもので平成 26 年度に完成したもの。

注 2：新築等で木質化を行った棟数は、木造で整備を行った公共建築物の棟数は除いたもの。

【平成 26 年度に内装等の木質化を行った主な公共建築物】

(※印 各府省等の所管の施設で国土交通省が整備を行ったもの)

- 最高裁判所 佐賀地家裁武雄支部※
(使用部位：壁、天井、法廷家具)



- 最高裁判所 仙台地家裁登米支部
(使用部位：壁)



- 最高裁判所 妙寺簡裁庁舎
(使用部位：腰壁、法廷家具)



- 最高裁判所 松江地家簡裁庁舎
(使用部位：壁)



- 内閣府 内閣府本府庁舎
(使用部位：壁)



- 総務省 防災危機管理棟災害待機室
(使用部位：家具)



○ 警察庁 警視庁第二機動隊道場※
(使用部位：床、壁)



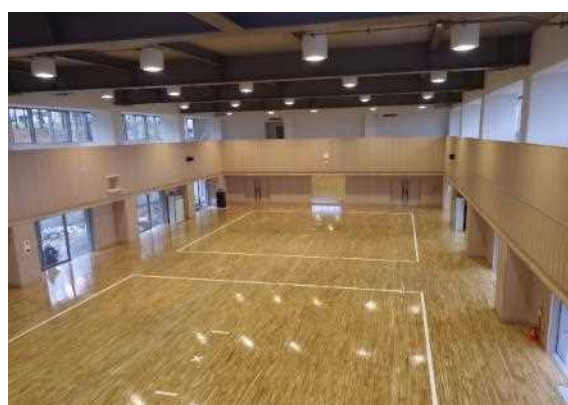
○ 警察庁 群馬県警察学校生徒寮※
(使用部位：床、家具)



○ 法務省 網走法務総合庁舎※
(使用部位：壁)



○ 法務省 旭川刑務所庁舎鍛錬場
(使用部位：床、壁、天井等)



○ 財務省 税務大学校広島研修所※
(使用部位：庁舎・教室棟 額縁、家具)



(使用部位：寮・厚生棟 家具)



- 厚生労働省 国立障害者リハビリテーションセンター病院棟
（使用部位：カウンター、家具）



- 農林水産省 大原森林事務所
（使用部位：床、内壁、外壁）



- 農林水産省 豊橋森林事務所
（使用部位：床、壁）



- 経済産業省 本館※
（使用部位：正門側玄関庇天井）



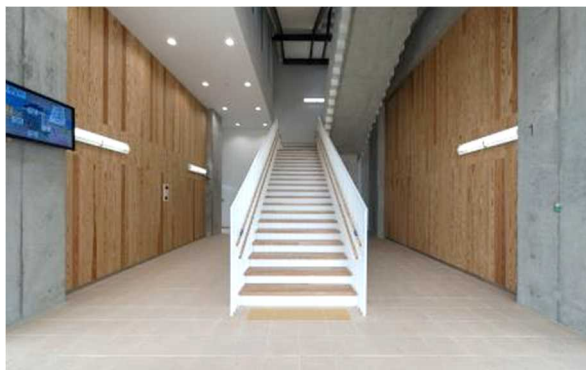
- （使用部位：中庭側玄関庇天井）



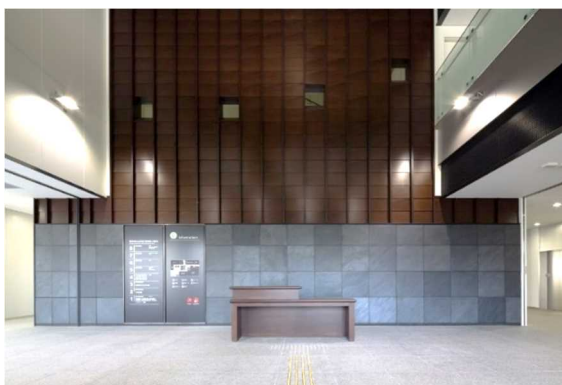
○ 国土交通省 石巻港湾合同庁舎
(使用部位：外壁スクリーン)



(使用部位：エントランス階段、壁)



○ 国土交通省 熊本地方合同庁舎
(使用部位：壁、受付カウンター)



○ 国土交通省 利根川下流河川事務所
(使用部位：壁)



○ 環境省 皇居外苑和田倉休憩所
(使用部位：床)



○ 環境省 潮岬展望休憩所
(使用部位：床、壁)



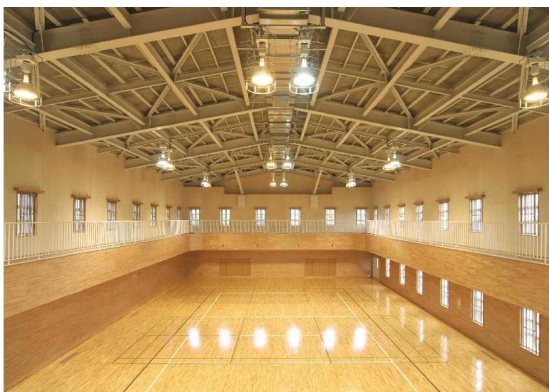
○ 防衛省 病院 図書室
(使用部位：腰壁)



○ 防衛省 厚生施設 食堂
(使用部位：腰壁)



○ 防衛省 厚生施設 体育館
(使用部位：床、壁)



○ 防衛省 庁舎 幹部室
(使用部位：腰壁、家具)



(参考) 木材利用推進状況について

表3 国が整備する公共建築物における木材利用推進状況

整備及び使用実績	単位	24年度	25年度	26年度	備考 (対前年比)
基本方針において積極的に木造化を促進するとされている低層（3階建て以下）の公共建築物 ^{注1}	棟数 (A)	98	118	100	84.7%
	延べ面積 (㎡)	26,083	21,157	11,769	55.6%
うち、木造で整備を行った公共建築物	棟数 (B)	42	24	32	133.3%
	延べ面積 (㎡)	7,744	5,689	4,047	71.1%
	木造化率 (B/A)	42.9%	20.3%	32.0%	+11.7 ポイント
うち、法施行前に非木造建築物として予算化された公共建築物	棟数	22	24	7	29.2%
うち、各省各庁において木造化になじまない等と判断された公共建築物	棟数	34	70	61	87.1%
内装等の木質化を行った公共建築物 ^{注2}	棟数	258	161	172	106.8%
木材の使用量 ^{注3}	m ³	5,002	6,695	2,705	40.4%

注1 : 基本方針において積極的に木造化を促進するとされている低層の公共建築物とは、国が整備する公共建築物（新築等）から、以下に記す公共建築物を除いたもの。

○建築基準法その他の法令に基づく基準において耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められる公共建築物

○当該建築物に求められる機能等の観点から、木造化になじまない又は木造化を図ることが困難であると判断されると例示されている公共建築物

(例示) ・災害時の活動拠点室等を有する災害応急対策活動に必要な施設

・刑務所等の収容施設

・治安上又は防衛上の目的から木造以外の構造とすべき施設

・危険物を貯蔵又は使用する施設等

・伝統的建築物その他の文化的価値の高い建築物

・博物館内の文化財を収蔵し、若しくは展示する施設

注2 : 木造で整備を行った公共建築物の棟数は除いたもので集計。

注3 : 当該年度に完成した公共建築物において、木造化及び木質化による木材使用量。木造で整備を行った公共建築物の内、使用量が不明なものは、0.22m³/㎡で換算した換算値。また、内装等に木材を使用した公共建築物で、使用量が不明なものについての木材使用量は未計上。

(3) 木材を原材料として使用した備品及び消耗品と木質バイオマスの利用について

木材を原材料として使用した備品及び消耗品の調達状況並びに木質バイオマスを燃料とした暖房器具、ボイラーの設置状況については、表4、表5のとおりである。

なお、木材を原材料として使用した備品及び消耗品が調達できなかった理由は、次のとおりである。

- 紙類・文具類の調達では、古紙配合品を優先しているため
- 要求する仕様を満たす製品がないため
- 機能、性能上の必要性から
- 競争入札の結果、他の製品を購入することになったため
- グリーン購入法適合品で、より安価なものを調達しているため
- 耐久性を考慮したため
- 既製品との調和のため 等

表4 木材(間伐材・合法木材)を原材料として使用した備品及び消耗品の調達状況(全体集計)

使用実績		単位	平成25年度			平成26年度			備考 (対前年比)		
			総調達量	左記のうち木材を使用した製品の調達量	木材を使用した製品の調達率	総調達量	左記のうち木材を使用した製品の調達量	木材を使用した製品の調達率	総調達量	左記のうち木材を使用した製品の調達量	木材を使用した製品の調達率
紙類	コピー用紙	kg	29,956,981	1,897,052	6.3%	31,463,488	6,978,128	22.2%	105.0%	367.8%	350.2%
	印刷用紙	kg	3,099,346	155,560	5.0%	3,073,872	244,650	8.0%	99.2%	157.3%	158.6%
文具類	ファイル	冊	5,432,047	728,263	13.4%	5,536,834	1,580,367	28.5%	101.9%	217.0%	212.9%
	事務用封筒(紙製)	枚	75,529,277	7,916,437	10.5%	140,132,575	18,282,079	13.0%	185.5%	230.9%	124.5%
オフィス家具等	机	台	25,048	3,834	15.3%	27,232	2,697	9.9%	108.7%	70.3%	64.7%
	棚	連	12,936	488	3.8%	11,901	540	4.5%	92.0%	110.7%	120.3%
	収納用什器(棚以外)	台	21,986	574	2.6%	22,969	1,713	7.5%	104.5%	298.4%	285.7%
	ローパー ティション	台	5,989	183	3.1%	6,256	321	5.1%	104.5%	175.4%	167.9%

注：木材を使用した製品とは、紙類・文具類では間伐材を原材料とした製品、オフィス家具等では間伐材・合法木材を原材料として使用した製品。

表5 木質バイオマスを燃料とした暖房器具、ボイラーの設置状況 (単位：基)

	設置累計		新たな設置		既存施設からの廃止	
	暖房器具	ボイラー	暖房器具	ボイラー	暖房器具	ボイラー
合計	284	5	19	1	24	0
農林水産省	111	0	3	0	7	0
国土交通省	1	1	0	0	0	0
環境省	172	4	16	1	17	0

注：各省各庁が所管する公共建築物において、木質バイオマスを燃料とする暖房器具、ボイラーの設置数等を計上

3 その他

(1) 国における取組

① 公立学校施設の整備における木材利用の促進の取組

文部科学省では、木造校舎の整備や内装の木質化に対して国庫補助を実施した。特に、地域材を活用して木造施設を整備する場合や、環境を考慮した学校施設(エコスクール)として認定を受けて内装木質化を行う場合、国庫補助単価の加算措置を実施した。

また、木材利用の取組の一助となるよう、都道府県、市町村担当者、学校関係者、設計者等を対象にした講習会を開催した。

② 学校施設における木材利用の促進に資する取組

文部科学省では、日本工業規格である「木造校舎の構造設計標準 (JIS A 3301)」について、大規模木造建築物の設計経験のない技術者等でも比較的容易に木造校舎の計画・設計が進められるよう全面改正するとともに、JIS A 3301 の解説書となる「技術資料」を作成した。

③ 都道府県担当者を対象とした会議等における木材利用促進の周知

厚生労働省では、木材利用の積極的活用を図るものを優先的に補助採択する旨を、社会福祉施設の整備方針として周知した。

都道府県担当者を対象とした会議等の場において、社会福祉施設や診療所等における木材利用の促進を要請した。

④ 低コストで合理的な木造公共建築物の整備等に対する補助事業

林野庁では、地域材を利用し、設計上の工夫や木材調達を通じた、低コストで合理的な木造公共建築物の工事費等に対する支援、設計段階からの技術支援、整備資金の借入に係る利子助成を実施した。

また、大規模な木造建築の実現に必要な知見の普及啓発や新たな建築部材の開発に対する支援を実施するとともに、木造建築設計の担い手育成に対する支援等を実施した。

⑤ 木材の適切な供給の確保に関する取組

林野庁では、林業の生産性の向上に向けて、施業を集約化し、計画的に搬出間伐を行う者に対する支援を行ったほか、路網整備等を実施した。

また、品質・性能の確かな地域材製品の安定的な供給に向けた木材加工流通施設等の整備への支援や、合法木材の信頼性向上を図るため、供給状況調査や合法木材の普及のための研修の実施などの支援を行った。

このほか、東日本大震災により被災した木材加工流通施設の復旧等を支援し、復興住宅等の建設に向けて、地域材の安定供給体制の構築を図った。

⑥ 市町村方針策定の働きかけ

林野庁では、直接、また都道府県を通じて間接的に、法の趣旨の浸透や市町村方針の策定への働きかけを行った。その結果、全市町村における市町村方針の策定割合は、平成25年度末の79%から平成26年度末の85%まで増加した。

⑦ 「木材を利用した官庁施設の整備コスト抑制手法に関する検討」の実施

国土交通省では、官庁施設における木材利用をより一層進めるために、近年の木造で整備された建築物の調査を行うなど、建設費低減の手法を収集、整理し、設計・施工上の留意点のとりまとめを行い、整備コスト抑制のための参考となる資料を作成することを目的に平成25、26年度の2か年をかけて検討を実施した。

⑧ 木造建築基準の高度化推進事業

国土交通省では、木造3階建ての学校や延べ面積3,000㎡を超える建築物に関し、火災時の安全性が確保される基準の整備に向け、実証実験の実施等による木材の耐火性等に関する研究（H23年度～H25年度）を実施した。その成果をふまえ、木造3階建て学校等の建築を可能とする建築基準法の改正（平成26年6月4日公布）を行った。

また、CLT（直交集成板）を用いた建築物が一般的に建てられるようにするため、林野庁とも連携しながら、地震や火災に対する安全性を検証する実験等を実施した。

⑨ 先導的な設計・施工技術を導入する木造建築物の整備に対する補助事業

国土交通省では、構造・防火面における先導的な設計・施工技術を導入する木造建築物等の整備に対する補助制度により、老人ホーム等の公共建築物を含む木造建築物等の整備を支援した。

⑩ 自然公園等施設における木材利用の取組

環境省では、都道府県への自然公園等施設整備^注に関する補助制度により、自然公園等施設における木材利用の取組を行った。建築物としては、公衆トイレ、休憩所等 13 棟が整備された。

注：自然公園等施設の建築物、工作物（柵、ベンチ、段差工（階段）、木道、木橋、標識等）の整備

⑪ 公共建築物における木材利用の情報提供を行うためのホームページを充実

文部科学省：http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyosei/mokuzai/1284978.htm

平成 26 年 7 月 25 日に「全国に広がる木の学校～木材利用の事例集～」を取りまとめ公表

http://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/mokuzou/index.htm

平成 27 年 3 月に「JIS A 3301 を用いた木造校舎に関する技術資料」を作成

林野庁：<http://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/koukyou/index.html>

国土交通省：http://www.mlit.go.jp/gobuild/mokuzai_index.html

(2) 地方公共団体等における取組

○ 地方公共団体の方針策定状況

法第 4 条において、「地方公共団体は、その区域の経済的社会的諸条件に応じ、国の施策に準じて木材の利用の促進に関する施策を策定し、及び実施するよう努めるとともに、その整備する公共建築物における木材の利用に努めなければならない。」とされている。

また、法第 8 条では、「都道府県知事は、基本方針に即して、当該都道府県の区域内の公共建築物における木材の利用の促進に関する方針（以下、「都道府県方針」という。）を定めることができる。」としている。

さらに、法第 9 条では、「市町村は、都道府県方針に即して、当該市町村の区域内の公共建築物における木材の利用の促進に関する方針（以下、「市町村方針」という。）を定めることができる。」としている。

都道府県方針については、平成 24 年 3 月に、47 都道府県全てで策定されたところである。市町村方針の策定数は 1,472 となり、その推移は表 6 のとおりである。

なお、平成 27 年 12 月末時点の市町村方針の策定状況は参考 1 のとおりである。

また、地方公共団体等において公共建築物の木造化等に取り組んだ事例は参考 2 のとおりである。

表6 木材利用方針の策定市町村数の推移

	都道府県内の市町村数	平成25年3月末時点	平成26年3月末時点	平成27年3月末時点
北海道	179	117	160	172
★青森	40	40	40	40
★岩手	33	33	33	33
宮城	35	17	28	29
★秋田	25	25	25	25
山形	35	19	31	33
福島	59	14	33	45
茨城	44	30	39	43
★栃木	25	25	25	25
群馬	35	15	18	21
埼玉	63	15	20	28
千葉	54	13	16	20
東京	62	4	7	9
神奈川	33	5	12	14
新潟	30	22	29	29
★富山	15	15	15	15
★石川	19	19	19	19
★福井	17	5	16	17
★山梨	27	21	25	27
★長野	77	77	77	77
★岐阜	42	41	42	42
★静岡	35	28	35	35
★愛知	54	20	49	54
三重	29	15	27	28

	都道府県内の市町村数	平成25年3月末時点	平成26年3月末時点	平成27年3月末時点
滋賀	19	7	9	14
京都	26	7	17	23
大阪	43	12	14	16
兵庫	41	29	31	34
★奈良	39	27	39	39
★和歌山	30	29	30	30
★鳥取	19	17	17	19
★島根	19	18	19	19
★岡山	27	27	27	27
★広島	23	23	23	23
★山口	19	11	19	19
★徳島	24	24	24	24
★香川	17	3	12	17
★愛媛	20	19	20	20
★高知	34	34	34	34
★福岡	60	31	54	60
★佐賀	20	20	20	20
★長崎	21	10	20	21
★熊本	45	42	45	45
★大分	18	18	18	18
★宮崎	26	26	26	26
★鹿児島	43	43	43	43
沖縄	41	1	1	1
計	1,741	1,113	1,383	1,472

注：★印は、平成27年3月末時点で全市町村が策定済みの都道府県（30県）

II 実施状況を踏まえて講ずべき措置

1 国が講ずべき措置

平成 26 年度の実施状況を踏まえ、公共建築物における木材の利用のより効果的な促進に資するよう講ずべき主な措置は、以下のとおりである。

- (1) 各省各庁は、各省計画に従って国が整備する公共建築物における木材の利用を確実に推進するとともに、独立行政法人等、関係機関に対して木材の利用に関して積極的な働きかけを行う。

農林水産省及び国土交通省は、公共建築物の木造化等の取組が確実に実施されるよう、「公共建築物木材利用促進関係省庁等連絡会議」を適宜開催し、施設整備主体への働きかけや新たな取組事例の情報提供などを行う。

また、国土交通省は、予算要求段階において各省各庁の営繕計画書に関する意見書制度を活用するなど、より一層の木造化、内装等の木質化の実施について働きかける。

- (2) 各省各庁における木材を原材料として使用した備品及び消耗品の調達について、木製品の対象となる製品の情報が少ないことから、農林水産省は、各省各庁に対し各種資料の提供など積極的な情報提供に努める。また、備品及び消耗品のメーカーに対しては、法の趣旨を説明し、木材を原材料とした製品の充実を働きかける。

2 国が地方公共団体等に対して講ずべき措置

地方公共団体等における取組状況を踏まえ、国が地方公共団体や関係業界団体等に対して講ずべき主な措置は、以下のとおりである。

- (1) 市町村方針については、林業関係の専門性を有した職員が少ない場合も多いことから木材利用に関する疑問点等についてアドバイスをを行い、より多くの市町村が方針を策定するよう積極的に働きかける。

特に、都市部の市町村に対しては、木材利用の意義とともに、方針策定の働きかけを積極的に行う。

- (2) 地方公共団体のニーズ等を把握し、公共建築物の木造化に向けた取組が効率的に進められるよう、技術支援等の必要な情報を提供する。

- (3) 国又は地方公共団体以外の者が整備する公共建築物の整備主体に対し、木材の利用について積極的な働きかけを行う。

- (4) 公共施設の整備を行っている関係業界団体等の掘り起こしを行い、各種説明会や会議等の場を通じて法に関する取組を周知徹底する。

(5) 間伐材等の木材を使用した備品及び消耗品などの調達について、地方公共団体等に対し、積極的な調達に努めるよう働きかけを行う。

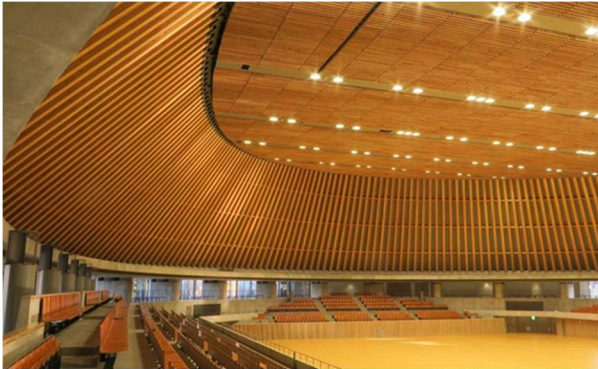
【参考2】

地方公共団体において公共建築物の木造化等に取り組んだ事例

(平成27年度優良木造施設コンクール(木材利用推進中央協議会主催)の受賞施設から)

○ 静岡県草薙総合運動場体育館「このはなアリーナ」(農林水産大臣賞)

- ・ 施主 : 静岡県(静岡県静岡市)
- ・ 特徴 : 切妻屋根や地域材を使った下見張りの木壁等により、地域に馴染むよう工夫。アリーナはRC造の下部構造に木造の屋根架構をかけたハイブリット構造で高い耐震性を確保。



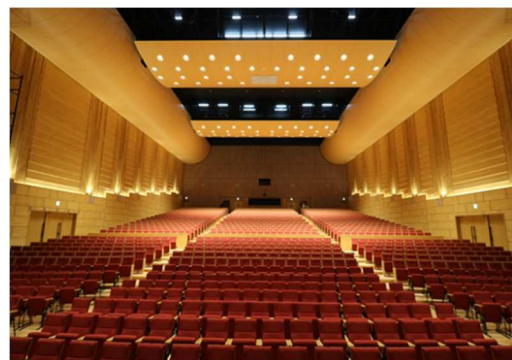
○ 住田町役場(林野庁長官賞)

- ・ 施主 : 住田町(岩手県住田町)
- ・ 特徴 : 町内産の杉、カラマツを用いて、江戸時代から続く気仙大工の技で、他に類例を見ない木構造の建物を実現。外部建具に木アルミ複合サッシ、外装にヨロイ張りの羽目板を使用。



○ 南陽市文化会館(林野庁長官賞)

- ・ 施主 : 南陽市(山形県南陽市)
- ・ 特徴 : 耐火木造技術を取り入れた杉集成材を構造体に採用。木造とRC造の平面混構造で、延床面積5,900㎡を有する、全国初となる大規模耐火木造ホールを実現。



○ みんなの森 ぎふメディアコスモス（林野庁長官賞）

- ・ 施主：岐阜市（岐阜県岐阜市）
- ・ 特徴：RC造とS造と木造の混構造。屋根部分の波打つような木造架構には、岐阜県産ヒノキの無垢材を曲げ、3方向に層状に重ねて、ビス留めする工法を採用。



○ 江東区立有明小・中学校（木材利用推進中央協議会会長賞）

- ・ 施主：江東区（東京都江東区）
- ・ 特徴：校舎は防火地域に建築されたRC造（一部S造）の5階建て。木材利用に対する制約の多い中、教室、アリーナの床、腰壁、ウッドデッキの設置等、最大限木質化。



○ ^{にらさき} 韮崎市立すずらん保育園（木材利用推進中央協議会会長賞）

- ・ 施主：韮崎市（山梨県韮崎市）
- ・ 特徴：トラス形式を基本とした、木造軸組み構造。構造材はすべて県産材のヒノキであり、うち、60%以上に間伐材を使用。



○ 鬼北町役場本庁舎別館（木材利用推進中央協議会会長賞）

- ・ 施主 : 鬼北町（愛媛県鬼北町）
- ・ 特徴 : 町産材のヒノキ、特に丸太をふんだんに使った特徴的な建物。天井部には、丸太と半割の丸太で構成されたレーモンドトラスを採用。



○ 綾中学校校舎（木材利用推進中央協議会会長賞）

- ・ 施主 : 綾町（宮崎県綾町）
- ・ 特徴 : 設計時点から地産地消にこだわり、地元材をふんだんに使用。一般流通の製材品や中断面集成材を用いるとともに、住宅プレカット技術を用いて低コスト化を実現。



民間事業者による公共建築物等の木造化に取り組む新たな事例
（平成 27 年度優良木造施設コンクール（木材利用推進中央協議会主催）の受賞施設から）

○ 地域緩和ケアセンター（木材利用推進中央協議会会長賞）

- ・ 施主 : 愛知県がんセンター愛知病院（愛知県岡崎市）
- ・ 特徴 : 痛みや心のケアのための診察室・面談室を家庭的な雰囲気にするため、スギ、ヒノキを多用。ダイニングルームにはシンボル柱としてヒノキ磨き丸太を四隅に配置。



地方公共団体において公共建築物の木造化等に取り組んだ事例

(平成26年度第14回公共建築賞(一社 公共建築協会主催)の受賞施設から)

○ ^{ゆすはら} 梶原町総合庁舎 (公共建築賞[行政施設部門] (国土交通大臣表彰))

- ・ 施主 : 梶原町 (高知県高岡郡梶原町)
- ・ 特徴 : 庁舎の構造体や内装は、最大限地場の木材を活用した設計となっている。構造体には、自然空調を前提とした木造ダブルラティス構造による外部環境と呼吸できる仕組みや、木製受水槽、木材断熱気密サッシ等が組み込まれ、CASBEE 評価Sランクを得ることに成功している。



○ 幕張インターナショナルスクール (優秀賞 (公共建築協会会長表彰))

- ・ 施主 : 学校法人幕張インターナショナルスクール
- ・ 特徴 : 敷地が軟弱地盤であることから、地盤改良と軽量な木造平屋・分棟によりコスト縮減と設計・申請スケジュールの短縮化を図っている。構造合板あらかわしの素朴な内壁には各種の掲示がされ、空間利用のポテンシャルの高さを実感できる。



○ 飛島村立小中一貫教育校 飛島学園（優秀賞（公共建築協会会長表彰））

- ・ 施主 : 飛島村（愛知県海部郡飛島村）
- ・ 特徴 : 今までの学校制度にとらわれない、子供の成長に合わせたグルーピングによる平面構成が、メリハリのある豊かな空間構成につながっている。



○ 南越前町立今庄小学校（優秀賞（公共建築協会会長表彰））

- ・ 施主 : 南越前町（福井県南条郡南越前町）
- ・ 特徴 : 地域住民や学識経験者の助言を活かし、無理の少ないオープンスクール平面と、豪雪地域に対応した大ぶりで天井高の高い木構造で、森の中のような空間を実現。



○ 日田市民文化会館 パトリア日田（優秀賞（公共建築協会会長表彰））

- ・ 施主 : 日田市（大分県日田市）
- ・ 特徴 : 日田特産のスギ、ヒノキをホール壁面や椅子などに使い、地元の小鹿田焼の陶土をタイルに混ぜるなど「地産地消」の施設づくりを徹底。



公共建築賞とは、国又は地方公共団体等が整備し、竣工後3年以上経過した公共性の高い建築物（構造種別は問わない）で、設計・施工、地域社会への貢献、施設管理・保全が優れた建築物を対象。